

## 中能登町障害者活躍推進計画

機関名	中能登町／中能登町教育委員会／中能登町議会事務局	
任命権者	中能登町長／中能登町教育委員会／中能登町議会議長	
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）	
中能登町における障害者雇用に関する課題	<p>中能登町では、職員採用において障害者枠を設ける等、積極的に障害者雇用に取り組んでおり、法定雇用率を達成してきている。</p> <p>引き続き法定雇用率達成のため、募集・採用に努めるとともに、本計画のもと、障害のある職員が特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、職場環境の整備や各種取組を行っていく必要がある。</p>	
目標		
① 採用に関する目標	<p>実雇用率について、各年度6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>（参考）法定雇用率：2.8% 実雇用率：3.76% ※R6.6.1時点（評価方法）毎年任免状況通報により把握・管理を行う</p>	
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで人事記録等を元に把握する。</p>	
③ キャリア形成に関する目標	<p>本人の希望を踏まえ、担当する職務の拡大を目標とする。</p> <p>（評価方法）人事記録等を元に把握する。</p>	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等が生じるため、定期的に更新を行う。</p>	

(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、当該選任しようとする者全員について、石川労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○採用時や採用後の面談により、業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、要望を踏まえつつも過重にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○時差出勤制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	
	○国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。